

平成30年度第3回周南市地域包括支援センター運営協議会及び
周南市地域密着型サービス運営委員会議事録（要点筆記）

日時 平成31年2月28日（木） 19時～20時30分
場所 周南市役所本庁舎 多目的室
出席者 小林委員（地域包括会長）、服部委員（地域密着会長・地域包括副会長）、
濱田委員、武居委員、齋藤委員、中村委員、望月委員（地域密着副会長）、
国広委員、伊藤委員、有井委員、溝部委員、徳原委員、北村委員
【出席13名、欠席2名】
事務局 地域福祉課（中山課長、集地課長補佐、藤村係長、角田係長、大迫）
指導監査室（小林室長、弘中係長、田邊）

【平成30年度第3回周南市地域包括支援センター運営協議会】

（1）平成31年度周南市地域包括支援センター運営方針（案）について

○事務局

平成31年度地域包括支援センター運営方針（案）について説明

- ・平成30年度の運営方針との主な違いは、地域包括支援センターの業務内容を明確に記載することとしたところである。
- ・本協議会でいただいた意見及び地域包括支援センターからの意見を踏まえ、来年度の第1回周南市地域包括支援センター運営協議会において最終案として提出する予定としている。

〔質疑なし〕

○会長

周南市の地域包括ケアシステムの構築には社会福祉協議会が深く関わっているため、社会福祉協議会の位置づけや、地域包括支援センターとの連携についての文言を追加してもらいたい。他にも意見があれば3月15日までに事務局へご連絡していただき、事務局にはその意見を踏まえて最終案作成をお願いします。

【平成30年度第3回周南市地域包括支援センター運営協議会終了】

【平成30年度第3回周南市地域密着型サービス運営委員会】

(2) 指定地域密着型サービス事業所の指定更新について

○事務局

地域密着型サービス事業所の指定について

- ・地域密着型サービスの指定期間は6年となっており、6年ごとに指定更新が必要となる。申請を受けた時は、欠格事由に該当していないかを市において審査し、当委員会で指定更新について意見を聴取した上で指定を行う。
- ・今回は、指定更新の申請が7事業所ある。

更新申請事業所について（市内事業所）

小規模多機能型居宅介護について

- ・小規模多機能型居宅介護は、通いサービスを中心に、訪問、宿泊を柔軟に組み合わせて利用できるサービスである。
- ・人員基準として、日中は、従業者を通いサービスの提供として利用者3人に対し1人の割合、訪問サービスの提供として1人の配置が必要となる。また、夜間・深夜においては従業者1人と宿直勤務の配置が必要となる。
- ・市内に現在7事業所ある。

「いこいの郷 白鳩」

- ・従業員の勤務体制・勤務形態一覧、苦情対応規程などの指定基準を満たしている。また、指定の欠格事由に該当する案件は無い。
- ・通いの利用見込が少ない日は職員数が少なく配置されているが、1か月を通して必要な基準は満たされている。

認知症対応型共同生活介護について

- ・認知症対応型共同生活介護は、認知症の方に対して、共同生活住居において日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスである。
- ・人員基準として、従業者を日中は利用者3人に対し1人の割合、夜間・深夜は1人の配置が必要となる。
- ・市内に現在21事業所ある。

「グループホーム香雪」

- ・2つのユニットを持ち、利用定員は各ユニットで9人、合計18人である。
- ・同じ管理者が2ユニットを兼務しているが、基準上問題ない。

「サンキ・ウエルビィ グループホーム周南」

- ・2つのユニットを持ち、利用定員は各ユニットで9人、合計18人である。

「グループホーム悠楽苑」

- ・ユニット数は1つで利用定員は9人。以前は2ユニットの体制であったが、職員が確保できないことから、平成29年10月より1ユニットに変更されている。

- ・以上3施設は指定基準を満たしており、指定の欠格事由に該当する案件は無い。

○会長

ここまでの所で、意見があれば。

○A委員

申請書類の「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」について、「利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口」の欄に事業所の窓口しか記載されていない事業所があるが、ここの扱いについて確認させてほしい。

○事務局

苦情に対しての連絡先は、事業所を利用する際に説明に用いられる「重要事項説明書」に記載されており、市が実地指導に入った時に内容を確認している。

また、お尋ねの事業所についても、重要事項説明書に苦情の窓口として周南市高齢者支援課、山口県国民健康保険団体連合会の電話番号、受付時間等が記載されており、利用者に説明されている。

○会長

承認は後ほど一括で行うので、引き続き事務局から説明を。

○事務局

更新申請事業所について（市外事業所）

市外の事業所の指定更新について

- ・地域密着型サービスにおいては周南市の被保険者は周南市の事業所しか利用できないことが原則であるが、他市の事業所を使うことについて理由があり、事業所が所在する市が同意をすれば、例外として被保険者ごとに他市事業所を指定できる。

認知症対応型共同生活介護「はびね周南」（下松市）

- ・平成18年4月に地域密着型サービスとして県から市に指定の権限が移る以前から、事業所を周南市の被保険者が利用しているなどの理由により指定を行い、引き続き指定の更新を行う。
- ・指定基準を満たしており、指定の欠格事由に該当する案件は無い。

認知症対応型通所介護「デイサービスはびね周南」（下松市）

- ・認知症対応型通所介護は認知症の方に特化した通所介護であり、人員基準も通常の通所介護よりも手厚く配置することが求められる。
- ・周南市の被保険者が利用するために事業所を指定し、引き続き指定の更新を行う。
- ・指定基準を満たしており、指定の欠格事由に該当する案件は無い。

地域密着型通所介護「デイサービスはびね防府」(防府市)

- ・地域密着型通所介護は、一日の利用定員が18名以下の通所介護である。少人数の利用であることから、従業者と顔なじみの関係が築ける。
- ・地域密着型通所介護は平成28年4月に地域密着型サービスに移行したが、その前から事業所を利用している被保険者について指定し、引き続き指定の更新を行うもの。
- ・指定基準を満たしており、指定の欠格事由に該当する案件は無い。

市外の事業所を指定する要因について

- ・指定権限が県にある時から事業所を利用している人について、指定権限が市に移り地域密着型サービスに移行した後も引き続き同じ施設を利用するために、本市が事業所を指定するということがある。
- ・地域密着型通所介護においては、市外の有料老人ホーム等に居住し市外の地域密着型通所介護を利用している場合、本来であればそこに住所を移すところであるが、家族の事情等で住所変更が難しく本市に住所を残していることから、本市が事業所を指定することがある。

○会長

ここまでの所で、意見があれば。

[意見なし]

○会長

指定の更新についての承認を一括で行う。承認の方は挙手を。

[挙手承認]

(3) 指定地域密着型サービス事業所の異動について

○事務局

- ・事業所の廃止の届出が1件ある。

地域密着型通所介護「ほっこり周南みなみ銀座」

- ・県より通所介護の指定を受けていたが、定員を20名から10名に変更することから、平成30年7月1日に県の指定を廃止し、本市が地域密着型通所介護の指定を行った。
- ・管理者が体調不良により退職し、今後、適正な管理体制を維持できないことから、廃止届が提出されたもの。
- ・利用者については、他事業所への移行を完了している。

○会長

ここまでの所で、意見があれば。

〔意見なし〕

○会長

事業所の異動について承認の方は挙手を。

〔挙手承認〕

○会長

本日の議題は終了とするが、他に意見があれば。

〔意見なし〕

【平成30年度第3回周南市地域密着型サービス運営委員会終了】